

各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(令和7年8月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響により業績が悪化している市内の中小企業者の経営を支援するため、予算の範囲内において各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社又は主たる事業所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）であること。

(2) 次のいずれかの基準を満たす者であること。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号に規定する経済産業大臣が指定する業種（以下「指定業種」という。）に属する事業（以下「指定事業」という。）のみを行う者であって、最近3か月の売上高が令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して5パーセント以上減少しているものであること。

イ 指定事業及び指定業種に属さない事業（以下「非指定事業」という。）を行う者であって、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近3か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高がそれぞれ令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して5パーセント以上減少しているものであること。

ウ 指定事業のみを行う者（業歴が3か月以上1年3か月未満の者に限る。）であって、最近1か月の売上高が当該月の直前3か月の月平均売上高に比して5パーセント以上減少しているものであること。

エ 指定事業及び非指定事業を行う者（業歴が3か月以上1年3か月未満の者に限る。）であって、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近1か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高がそれぞれ当該月の直前3か月の月平均売上高に比して5

パーセント以上減少しているものであること。

オ 指定事業のみを行う者であって、最近3か月の月平均売上高営業利益率が令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して20パーセント以上減少しているものであること。

カ 指定事業及び非指定事業を行う者であって、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5パーセント以上を占めており、最近3か月の指定事業及び中小企業者全体の月平均売上高営業利益率がそれぞれ令和4年、令和5年又は令和6年の同期に比して20パーセント以上減少しているものであること。

キ 指定事業のみを行う者であって、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 最近1か月の売上原価に対する原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の仕入額の割合が20パーセント以上であること。

(イ) 最近1か月の原油等仕入単価が令和4年、令和5年又は令和6年の同月に比して20パーセント以上上昇していること。

(ウ) 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が(イ)において比較対象とした年度の同期における割合を上回っていること。

ク 指定事業及び非指定事業を行う者(最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20パーセント以上を占めている者に限る。)であって、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 最近1か月における指定事業及び中小企業者全体の売上原価に対する原油等の仕入額の割合がそれぞれ20パーセント以上であること。

(イ) 最近1か月における指定事業の原油等仕入単価が令和4年、令和5年又は令和6年の同月に比して20パーセント以上上昇していること。

(ウ) 最近3か月における指定事業及び中小企業者全体の売上高に占める原油等の仕入額の割合がそれぞれ(イ)において比較対象とした年度の同期における割合を上回っていること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。

(補助事業)

第3条 補助事業は、別表左欄に掲げる事業とする。ただし、国、他の地方公共団体等の補助金の交付を受け、又は交付の申請をしている事業を除く。

2 前項の補助事業は、令和8年3月10日までに完了しなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表左欄に掲げる事業につき、同表右欄に掲げるものとする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計金額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10万円を超えることができない。

2 同一の者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 物価高騰の影響による売上高減少の申告書（様式第3号又は様式第4号）、物価高騰の影響による営業利益率減少の申告書（様式第5号）又は物価高騰の影響による仕入価格上昇の申告書（様式第6号）

(3) 各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金に係る誓約・同意書（様式第7号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 規則第6条第1項第2号から第4号までの規定により市長の承認を受けようとする補助事業者は、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第9号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金（変更・中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日（第8条第1項の規定による補助事業の変更をしたときは、同条第2項の規定による市長の承認を受けた日）から起算して30日を経過する日又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金実施報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の支払関係を証明できる書類

（2）補助事業により設置した設備等及び設置状況が分かる写真

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条の規定により補助金の確定通知を受けたときは、速やかに各務原市中小企業者等物価高騰対策支援事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助事業者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第3条、第4条関係）

補助事業	補助対象経費
広告宣伝に関する事業	(1) 新聞、雑誌（フリーペーパーを含む。）、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費 (2) チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
省エネルギー機器の導入に関する事業	(1) 高効率空調設備の導入に要する経費 (2) LED照明機器の導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
商品開発に関する事業	(1) 新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費 (2) 新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
販路開拓に関する事業	(1) インターネット販売の追加及び強化に要する経費 (2) 企業展への出展に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費
人材育成・確保に関する事業	(1) 従業員のスキルアップのための研修に要する経費 (2) 就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費

<p>経営再建・事業継続に関する事業</p>	<p>(1) コンサルティングに要する経費 (2) 事業の継続、承継及び転換に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>生産性向上に関する事業</p>	<p>(1) 生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に要する経費 (2) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>売上原価の抑制に関する事業</p>	<p>(1) 外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費 (2) 原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費 (3) その他市長が適当と認める経費</p>
<p>災害対策に関する事業</p>	<p>(1) 災害用備品購入に要する経費 (2) その他市長が適当と認める経費</p>